

令和7年（行サ）第170号 人口比例選挙請求上告事件
上告人（原審原告） 鶴本 圭子 外10名
被上告人（原審被告） 東京都選挙管理委員会 外10名

上告理由書(2)

【上告理由の要旨】

令和8年1月9日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

目次

第1部 (本書 1~2 頁)	1
【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている 1945 年 8 月民主主義革命 (=天皇から国会議員への主権の移動) の完成 (=国会議員から国民への主権の移動) である】:	1
第2部 (本書 3~18 頁)	3
—【原審 16 高裁判決の分析】—	3
1 原審全 16 高裁・高裁支部判決 (本件 2025 年参院選 (選挙区)) (甲 121~136)	3
2-1【6 高裁判決 (福岡、仙台、広島 (補助参加)、札幌、岡山支部、秋田支部) は、歴史的判決である】 (本書 5~9 頁)	5
2-2 平成 26 (2014) 年最高裁大法廷判決 (参) (甲 5) (本書 9~10 頁)	9
3-1【4 高裁判決 (仙台、福岡、東京、札幌) は、歴史的判決である】	11
3-2 平成 23 年大法廷判決 (衆) (甲 3) (本書 13~16 頁)	13
4【(正当でない選挙 (憲法前文第 1 項第 1 文冒頭に反する選挙) で当選した議員が参加する) 国会決議が関係する、 全ての 国家権力の行使には、正当性が無い】: (本書 16~18 頁)	16
第3部 (本書 19~27 頁)	19
—【原審被告ら答弁書に対する反論】—	19
序【本件選挙が人口比例選挙であることを要する憲法上の 2 つの重要な根拠】 (本書 19~20 頁)	19
1 令和 5 年大法廷判決 (参) に照らし、有権者数最大較差・1 対 3.13 は、違憲である: (本書 21~22 頁)	21
2 平成 24 年、26 年、令和 5 年大法廷判決 (本書 23~27 頁)	23
第4部 (本書 28~68 頁)	28
—【上告人 (原審原告) の主張】—	28
第1章 (本書 28~30 頁)	28
1 上告人らは、ここでも、上記第 3 部 (本書 19~27 頁) 記述の上告人らの主張を繰り返し主張する。	28

2	11ブロック参院選挙：(本書28頁)	28
II	1947～2010年の約63年間に、衆院選の多数意見(50%超の意見)と参議院の多数意見(50%超の意見)が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で15個あり、その全てにおいて、参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した(竹中治堅『参議院とは何か—1947～2010』(中央公論社2010)甲24)：(本書29～30頁)	29
第2章	(本書31～68頁)	31
(1)	下記第1(憲法前文第1項第2文(信託))の議論の発見は、2009年～今日迄の16年間の人口比例選挙請求訴訟の継続の中から生まれた、コロンブスの卵である。	31
(2)	第2章の中の 最重要論点 は、憲法前文第1項第2文(信託)である。	31
第1	(本書31～46頁)	31
—	憲法前文第1項第2文(信託)—	31
I	(本書31～46頁)	31
1	(本書31～32頁)	31
2	憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の 解釈基準 である：(本書32～37頁)	32
3	憲法前文第1項第2文(信託)(本書38～39頁)	38
4	受託者の忠実義務(信託法30条(受託者の忠実義務)及び信託法8条(受託者の利益享受の禁止)参照)：(本書39～41頁)	39
5	令和5年大法院判決(衆)(甲8)：(本書41～42頁)	41
6	平成25年大法院判決(衆)：(本書42～43頁)	42
II	【国民の代表(=受託者)は、国民(=委託者兼受益者)から信託された国政から生まれる福利を享受できない(1 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照：2 「信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(受託者の忠実義務)」のいずれも同旨)】：(本書44～46頁)	44
1	【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(略)と配分議員定数との比率の平等が 最も重要かつ基本的な基準 とされるべきことは当然である」とする。】：(本書44～45頁)	44
2	(本書45～46頁)	45
第2	統治論：(本書47～52頁)	47

- (1) 統治論(1) (『主権者の過半数決』論) (本書 47~50 頁).....47
- (2) 統治論(2) (『議員の1票等価値／国民の1票等価値』論) (本書 50~52 頁)
.....50

第3 (本書 53~57 頁)53

1 国難論 (本書 53~57 頁) 53

(1) 全世界の GDP 中の日本のシェア 53

(2) 他の5か国(米、英、独、仏、韓)が国際標準たる人口比例選挙／概ね人口比例選挙であるのに対し、日本は**非**人口比例選挙であり、**異質**である

(本書 53~54 頁) 53

(3) 日本の国民一人当たり「平均賃金」(甲 145) (本書 54~55 頁) 54

(4) 投票率 (本書 55~57 頁) 55

第4 本件訴訟での、『過疎地域の声を政治に適切に反映させる目的のために、1票の不平等が正当化される』旨の国の主張は、**事実に基づかない主張**であって、**国は立証責任を果たしていない**：(本書 58 頁)58

第5 本事案にあてはめれば、事情判決の法理は、**天使の法理**である(本書 59~65 頁)59

(1) 【昭和 51 年大法院判決(衆)／事情判決】:(本書 60~61 頁) 60

(2) 【昭和 60 年大法院判決(衆)／事情判決】:(本書 62~63 頁) 62

(3) 【比較衡量(具体的な検討)】:(本書 63~65 頁) 63

第6 本件選挙の都道府県の中での議員定数を配分する方式は、**天皇主権の普通選挙法のそれと同一**である：(本書 66~68 頁)66

第1部 (本書1~2頁)

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている **1945年8月民主主義革命** (=**天皇から国会議員への主権の移動**) **の完成** (=**国会議員から国民への主権の移動**)である】：

1 【1945年 **8月民主主義革命説** (憲法学の通説 宮澤俊義東大教授(当時)) は誤りである。】：

(1) 【1945年8月ポツダム宣言受諾という **民主主義革命** により、**主権** は、**天皇から国民に移動して、日本国は、国民主権国家になった** とする、**8月民主主義革命説**】 が、**憲法学の通説** である (宮澤俊義東京大学教授〈当時〉「八月革命と国民主権主義」(『世界文化』第1巻第4号、1946年5月 甲140。宮澤俊義著長谷部恭男編『八月革命と国民主権主義他五編』(岩波文庫 2025年6月)。芦部信義東大教授〈当時〉、長谷部恭男東大教授(当時)のいずれも同旨。)

(2) 【**しかしながら、この8月民主主義革命説は、誤りである。**
日本国は、当時、1票較差の有る**非**人口比例選挙を採用したため、**主権**は、

【本件人口比例選挙請求訴訟の目的は、未だ未完成に留まっている
1945年8月民主主義革命(=天皇から国会議員への主権の移動)の完成
(=国会議員から国民への主権の移動)である】

天皇から**国民**に達することなく、**横に滑って、国会議員**に
移動した。

そして、**非**人口比例選挙が継続したため、**主権は、未だして、**
そのまま**国会議員**に留まったままである。

即ち、**8月民主主義革命**は、今日に至るも、
未だ未完成である。

(3) **人口比例選挙請求訴訟の目的は、8月民主主義革命**

の完成である。

即ち、**天皇から国会議員に移動した主権を、憲法に従っ**
て、最高裁判決により、国会議員から国民に移
動させることである。

(以下 余白)

第2部 (本書 3～18 頁)

—【原審 16 高裁判決の分析】—

1

原審全 16 高裁・高裁支部判決（本件 2025 年参院選〈選挙区〉）は、下記①～⑯のとおりである。（[甲 121～136](#)）

記

- ① 2025/10/24 大阪高裁 **1 票格差是正義務付・合憲状態判決** ([甲 121](#))

（但し、「立法的措置が講じられることが引き続き求められる状況にあり、**これと異なる経緯を辿る場合には**、選挙区間の較差から見て取れる投票価値に対する評価も**自ずと異なるものとなる可能性**があることが**留意されるべきである。**」と判示した（判決文 29 頁）。）

- ② 10/29 名古屋高裁金沢支部 **違憲状態判決** ([甲 122](#))

- ③ 10/30 東京高裁 **1 票格差是正義務付・合憲状態判決（1人1票判決）** ([甲 123](#))

（但し、2028 年 7 月参院選を**デッドライン**とし、「**結論を更に先延ばしにするようなことがあれば、違憲の判断も免れない。**」と判示した（判決文 45 頁）。）

- ④ 10/30 名古屋高裁 **1 票格差是正義務付・合憲状態判決** ([甲 124](#))

- ⑤ 10/30 高松高裁 **1 票格差是正義務付・合憲状態判決** ([甲 125](#))

- ⑥ 10/31 福岡高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**、**（1人1票判決）**（甲 126）
- ⑦ 10/31 広島高裁（補助参加）**違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**（甲 135）
- ⑧ 11/4 広島高裁松江支部 **違憲状態判決**（甲 127）
- ⑨ 11/6 仙台高裁秋田支部 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**（甲 128）
- ⑩ 11/7 仙台高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**、**（1人1票判決）**（甲 129）
- ⑪ 11/10 札幌高裁 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**、**（1人1票判決）**（甲 130）
- ⑫ 11/12 福岡高裁那覇支部 **違憲状態判決**（甲 131）
- ⑬ 11/12 東京高裁（補助参加） **1票格差是正義務付・合憲状態判決**（甲 136）
- （但し、「こうした状況の下で、議論お進展がなく**何らの成案もない**まま参議院議員の選挙が行われた場合には、**憲法違反の判断**がされることは**免れない**」と判示した（判決文 30 頁）。）
- ⑭ 11/13 広島高裁岡山支部 **違憲状態判決（正統性に疑問符が付く）**（甲 132）
- ⑮ 11/21 福岡高裁宮崎支部 **違憲状態判決**（甲 133）
- ⑯ 11/25 広島高裁 **違憲状態判決**（甲 134）

2-1 【6 高裁判決

(福岡、仙台、広島(補助参加)、札幌、岡山支部、秋田支部)

は、

- ① 「正当に選挙された議員」又は
 - ② 選挙の「正当性」(又は「正統性」)
- に、**疑問符**が付く旨判示する、

歴史的判決

(=1945年8月民主主義革命

(憲法学の通説 宮澤俊義東大教授〈当時〉)

の**完成**に連なる判決) である

(上記第1部1(3)(本書2頁参照)。) (本書5~9頁)

A

上記 1⑦**広島高裁判決（補助参加）**（31 頁）（甲 135）は、

「投票価値の平等が憲法の要求するところであり、国民の意

思を適正に反映する選挙が**国会の活動の正統性**

を基礎づける民主政治の基盤であることに、(略)を併せ考えると、本件選挙当時の投票価値の不均衡は、最大較差の程度及び大きな較差が生じている規模(選挙区数及び有権者数)の大きさからして、

憲法の求める投票価値の平等から相当乖離し歪んだものと言わざるを得ず、」(強調 引用者)

と判示する。

B

上記 1⑥**福岡高裁判決**（11 頁）（甲 126）は、

「本件選挙当時のように、ある 1 選挙区の選挙人の投票価値が他の 1 選挙区の選挙人のそれと比較すると僅か 3 分の 1 程度しかないということは、平等原則という観点からすると、それだけで、議員の構成員が

正当に選挙された者であ

るといえるのかに**疑問符**が付くし、」

(強調 引用者)

と判示する。

C

上記 1⑨**仙台高裁秋田支部判決** (20 頁) (甲 128) は、

「上記のように選挙区間の最大較差差が3倍程度という状況は、それだけで、**国権の最高機関たる国会の構成員が、全国民を代表する**

正当に選挙された議員(憲法

前文、43条) **といいうるか**について

疑問を生じさせるものである。」(強調 引用者)

と判示する。

D

上記 1⑩**仙台高裁判決** (25 頁) (甲 129) は、

「都道府県を選挙区の単位として固定した結果、投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続する状況の下では、**これを**

正当化する理由として十分なものでなく、」(強調 引用者)

と判示する。

E 上記 1⑩札幌高裁判決 (22～23 頁) (甲 130) は、

「国民が選挙によって議員を選ぶ権利は、国民それぞれに差異を設ける理由は

なく、そうすべきでもないから、**国民一人一人**

が平等に有すべきであり、その**投票**
価値は平等でなければならない。

本件選挙当時のようにある選挙区の選挙人の投票価値がほかの選挙区の選挙人の投票価値の3分の1程度しかないのであれば、投票の価値が不均衡で

あるとともに、**選出された議員を****正当に選挙**

された全国民を代表する議員と評価することにも

疑問が生じうるのだから、憲法に違反する可能性があるとい

うべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

F 上記 1⑭**広島高裁岡山支部判決** (22 頁) (甲 132) は、

「**投票価値の平等が憲法上の要求**であることを踏まえると、
依然として選挙区間における投票価値に3倍程度の較差があること (は、)

(略) **参議院**ひいては**民主主義の正統性**

にも疑問を抱かせるものであり、」(強調 引用者)

と判示する。

2-2 (本書9~10頁)

- (1) **平成 26 (2014) 年最高裁大法廷判決 (参)** (甲 5) に於いて、『選挙は
違憲状態である』旨の多数意見を構成した **5 判事** (1) 金築誠志判事；
(2) 櫻井龍子判事；(3) 岡部喜代子判事；(4) 山浦善樹判事；(5) 山崎敏充判

事) は、同判決文の中で、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正統性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題**というべきものである。(強調 引用者)

と補足意見を記述される。

- (2) 更に、同判決では、反対意見の **4 判事**も同旨の意見であると解される(大橋正春〈**違憲違法**の反対意見〉、鬼丸かおる〈**違憲違法**の反対意見〉、木内道祥〈**違憲違法**の反対意見〉、山本庸幸〈**違憲無効**の反対意見〉)。
- (3) これらに加えて、**令和4年10月18日東京高判(参)**(渡部勇次、和久田宏、澤田文久)〈**違憲状態判決**〉(甲11)も、

「しかしながら、参議院は、憲法上、衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を反映する責務を負うものであるところ、投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての**国会の活動の正当性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**であって、国の内外で解決困難な課題が増大し、参議院の役割がこれまでも増して大きくなっている中、民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、**国民全体のために優先して取り組むべき課題**であるといえる。」(強調 引用者)

と判示する。

3-1 【4 高裁判決

(仙台、福岡、東京、札幌)】は、

『憲法は、

一人一票等価値
選挙

を要求する』旨判示する、

歴史

的判決 (=1945年8

月民主主義革命 (憲法学の通説

宮澤俊義東大教授〈当時〉) の完成に連

なる判決) である。】 (本書11~13頁)

(1) 上記 1⑩仙台高裁判決 (25頁) (甲129) は、

「国政に国民の意思を公正かつ効果的に反映させるための選挙を実現するた

めには、**投票価値をできる限り
平等に近づけるよう
にしなければならない。」**

(強調 引用者)

と判示する。

(2) 上記 1⑥福岡高裁判決 (11 頁) (甲 126) は、

「選挙権は、(略) **全選挙人**にとって**同
一の権能**を行使するものである」(強調 引用者)

と判示する。

(3) 上記 1③東京高裁 (33 頁) (甲 123) は、

「投票価値の平等の要請が、本質的には **1人1票を
前提とする多数決原理**により国の

重要政策を決定するという代表民主制の理念によるものである」

(強調 引用者)

と判示する。

エ 上記 1①札幌高裁 (22 頁) (甲 130) は、

「**国民が選挙によって議員を選ぶ権利**は、国民それぞれに差異を設け

る理由はなく、そうすべきでもないから。**国民一人一人が平等に有すべきであり、その投票価値は平等**でなければならない。」 (強調 引用者)

と判示する。

3-2 (本書 13~16 頁)

(1) **平成 23 年大法院判決 (衆)** (民集 65 卷 2 号 779 頁) (甲 3) は、

「他方、同条 2 項においては、前記のとおり 1 人別枠方式が採用されており、この方式については、前記 2(3)のとおり、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることが出来るようにすることを目的とする旨の説明がされている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、

相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、

地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。」（強調 引用者）

と記述する（民集 65 卷 2 号 779 頁）。

核心

同記述の下線部分が、同記述の核心である。

(2) 同判示は、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 4）、平成 27 年大法廷判決（衆）（甲 6）、平成 30 年大法廷判決（衆）（甲 7）及び令和 5 年大法廷判決（甲 8）のいずれによっても、判例変更されていないので、現時点でも、なお有効な判例である。

(3) ① **他方で**、同大法廷判決（同 782 頁）（甲 3）は、

「（5） 国民の意思を適正に反映する選挙制度は、民主政治の基盤である。変化の著しい社会の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、これを実現していくことは容易なことではなく、そのために立法府には幅広い裁量が認められている。しかし、1 人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離

れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基

準中の1人別枠方式を廃止し、**区画審設置法3条**

1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」

(強調 引用者)

と記述する。

- ② ここで、**区画審設置法**は「2」倍基準を定めているが、同「2」倍基準

準は、上記(1)の「**地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。**」(強調 引用者) (民集 65 卷 2 号 779 頁) と矛盾する。

- ③ 上記(3)①の**下線部分**の記述は、**何らの理由をも示すことなく、唐**

突に、上記(3)②の「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性

があるとはいい難い。」 (編者引用者) (民集65巻2号779頁) と **矛盾する**

「2」倍基準 (但し、区画審設置法3条1項) を導いているので、上記(3)①
の同判示の「2」倍基準は、**判例としての拘束力を有しな
い**と解される。

- ④ 当該衆院選についての議論は、参院選挙についても同様に該当す
る。

4 【 (正当でない選挙) (憲法前文

第1項第1文冒頭に反する選挙) で**当選した議員**が参加する) 国会決議

が関係する、**全ての国家権力の行使には、正
当性がない**】 (本書16~18頁)

- (1) 【6高裁・高裁支部 (但し、A: 上記1⑦広島高裁〈補助参加〉、B: 上記1⑥
福岡高裁、C: 上記1⑨仙台高裁秋田支部、D: 上記1⑩仙台高裁、E: 上記1⑪
札幌高裁、F: 上記1⑭広島高裁岡山支部) が、『本件選挙 (但し、参院選挙区

選挙) で当選した全議員の **国会の活動の正当
性がない**』旨判断したこと) に照らし、**本件選挙** (但し、憲

法前文第1項第1文冒頭に反する選挙)で当選した議員が参加する国会決議が関係する、**全ての国家権力の行使**(即ち、**全ての行政権の行使、全ての立法権の行使、及び全ての司法権の行使**)は、**正当性がない**と解される。

(2) なぜならば、

① (国会の活動の正当性がない) 参議院議員(「選挙区」)が、全ての立法に参加し；

② (国会の活動の正当性がない) 参議院議員(「選挙区」)が、首相指名決議に参加し、(国会の活動の正当性がない) 参議院議員(選挙区)の参加した国会決議により指名された、(正当性がない) 首相及び、(正当性がない) 首相によって組閣された(正当性がない) 内閣によって、(正当性がない) 各行政庁を通じて、(正当性がない) 各行政行為(税金の徴収、被疑者の逮捕等を含む)が、行われ；

**③ （正当性がない）首相・内閣によって、指名・
任命された、（正当性のない）裁判官によって、
（正当性がない）裁判が行われるからである。**

(以下 余白)

第3部 (本書19~27頁)

—【原審被告ら答弁書に対する反論】—

序 (本書19~20頁)

(1) 上告人らは、

『【本件選挙が人口比例選挙であることを要する憲法上の2つの重要な根拠】
は、

- ① **大黒柱**としての最も重要な根拠
(即ち、**憲法前文第1項第2文(信託)論**) 及び
- ② **第2の柱**としての重要な根拠
(即ち、**統治論** <=**統治論(1)** (①憲法56条2項、②1条と前文第1項第1文後段、③前文第1項第1文前段、④43条1項) 及び **統治論(2)** (同) >) である。』

と主張する(①**信託論**(下記第4部、第2章、第1(本書31~46頁))及び②**統治論**(下記第4部、第2章、第2(本書47~52頁)参照)。

(但し、下記第4部(本書28~68頁)で詳述する。)

(2) 上記①憲法前文第1項第2文（信託）の議論の**発見**は、

コロンプスの卵

である。

(3) 被上告人らは、原審被告答弁書（以下、答弁書という）で、当該2つの憲法上の重要な根拠について、「争う」と記述するのみで、反論しない。

これは**異様**である。

上告人らは、当法廷におかれて、原審被告らからの反論がないという、本件裁判でのこの異様な事情を踏まえた上で、上告人らの主張する2つの憲法上の根拠の主張が憲法上成立するか否かを、理由を付して、判断し、これを判決文中に明記のうえ、本件選挙が違憲であるか否かを判決されるよう、強く求める。

（以下 余白）

1 令和5年大法院判決(参)に照らし、有権者数最大較差・1対3.13は、違憲である：(本書21～22頁)

(1) 本件選挙の選挙日における有権者数最大較差は、**1対3.13**(選挙日)である。

令和元年参院選の有権者数最大較差は、**1対3.00**(選挙日)であり、且つ令和4年参院選の有権者数最大較差は、**1対3.03**(選挙日)であった。

よって、本件選挙の有権者数最大較差・**1対3.13**(選挙日)は、令和元年参院選及び令和4年参院選のそれらに比して、「較差の**是なる是正**」(強調引用者)とは**真逆の、著しい「後退」**である(令和5年大法院判決(参)民集77卷7号1667頁参照)。

よって、本件選挙は、令和5年大法院判決(参)(甲9)に照らし、**違憲**と解される。

(2) 令和5年大法院判決(参)の中に、「較差の更なる是正」の文言が9回登場し(判例の紹介の中の文言を含む)、「選挙制度の仕組み自体の見直し」の文言が3回登場し、「(選挙制度の)仕組みを更に見直す」が2回登場し、かつ「選挙制度の(仕組み自体の)抜本的見直し」の文言が、2回登場する。

(3) 【これらの文言が同判決文の中で**異様な程の多数回**に亘って登場していること】に照らし、**令和5年大法院判決(参)**は、国会に対し、**限りなく強く**「**較差の更なる是正**」、「**選挙制度の仕組み自体の見直し**」又は「**選挙制度の仕組み自体の抜本的見直し**」を求めていると解される。

(4) 上記(1)～(3)に加えて、**令和5年大法院判決(参)**(甲9)が、

「**投票価値の平等が憲法上の要請**であること等を考慮すると、

較差の**更なる是正**を図ること等は**喫緊の課題**というべきであ

る。立法府において議論がされてきた**上記(3)のような種々の方**

策に課題や制約があり、事柄の性質上慎重な

考慮を要するにせよ、立法府においては、より適切

な民意の反映が可能となるよう、社会の情勢の変化や上記課題等をも踏まえな

がら、現行の選挙制度の仕組みの抜本的な見直しも含め、較差の更なる是正

等の方策について**具体的に検討**した上で、**広く国民の理解も得られ**

るような立法的措置を講じていくことが求めら

れる。」(強調 引用者)

と明確に判示していること(民集77巻7号1669頁参照)に**照らすと**、本件選挙は、**違憲**と解される。

2 (本書23～27頁)

(1) (本書23～24頁)

平成24年大法院判決(参) (甲137)は、

- 「(2) さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。」(略) 都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理性を有していたといい得るが、これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。(略) さらに、同判決(昭和58年大法院判決(参) 引用者注)は、参議院議員の選挙制度の仕組みの下では、選挙区間の較差の是正には一定の限度があるとしていたが、それも、短期的な改善の努力の限界を説明する根拠としては成り立ち得るとしても、数十年間の長期にわたり大きな較差が継続することが許容される根拠になるとはいいい難い。(略)
- (3) 現行の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各

選挙区の定数を定めるという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応じていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。このことは、前記2(4)の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されていたところであり、前回の平成19年選挙についても、投票価値の大きな不平等がある状態であって、**選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である**ことは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていたところである。

(略) これらの事情を総合考慮すると、本件選挙が平成18年改正による4増4減の措置後に実施された2回目の通常選挙であることを勘案しても、本件選挙当時、前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、

これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、**違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた**というほかはな

い。 J (強調 引用者)

と判示する(民集66巻10号3368～3370頁)。

(2) (本書24～26頁)

平成26年大法廷判決(参) (甲5)は、

「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。昭和58年大法院判決は、参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として、上記の選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等を挙げていたが、これらの諸点も、平成24年大法院判決の指摘するとおり、上記アにおいてみたような長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっているものといわざるを得ない。(略)この点についても、都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難いものの、これを参議院議員の各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。

以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、上記のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票

価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。このことは、前記2(3)の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されており、平成19年選挙当時も投票価値の大きな不平等がある状態であって**選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である**ことは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていたところでもある。(略)

エ 本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡し後に成立した平成24年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるが、上記ウのとおり、本件旧定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であると評価されるに至ったのは、総定数の制約の下で偶数配分を前提に、長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた**都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組み**が、長年にわたる制

度及び社会状況の変化により、もはやそのような**較差の継続を正当**

化する十分な根拠を維持し得なくなっていることによるものであり、同判決において指

摘されているとおり、上記の状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、上記制度の仕組み自体の見直しが必要であるといわなければならない。

┃ (強調 引用者)

と判示する(民集66巻9号1374~1376頁)。

(3) (本書26~27頁)

令和5年大法院判決(参)は、

「そうすると、二院制に係る憲法の趣旨や、半数改選などの参議院の議員定数配分に当たり考慮を要する固有の要素を勘案しても、参議院議員選挙について直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難い。」(強調 引用者)

と単純明快にストレートに判示し、爾後のセンテンスに、同判示を修正・変更する文言が全くない。

即ち、令和5年大法院判決(参)は、平成29年大法院判決(参)及び令和2年大法院判決(参)に揺らぎがあったにも拘わらず、平成24年大法院判決(参)及び平成26年大法院判決(参)の上記(1)、(2)(本書23~26頁)の判示(規範)に復帰した(換言すれば、先祖返りした)。

- (4) 本件選挙での有権者数最大較差・1対3.13〈選挙日〉は、令和2年参院選(選挙区)の有権者数最大較差・1対3.00〈選挙日〉と比較して、截然と「後退」(強調 引用者)(令和5年大法院判決 民集77巻7号1667頁 参照)している。即ち、「更なる是正」とは真逆の「後退」である

よって、本件選挙は、令和5年大法院判決の上記1(4)(本書22頁)記載の判示に照らして、違憲である。

第4部 (本書28~68頁)

—【上告人(原審原告)の主張】—

第1章 (本書28~30頁)

I

1 上告人らは、ここでも、上記第3部(本書19~27頁)記述の上告人らの主張を繰り返し主張する。

2 **11ブロック参院選挙**：(本書28頁)

- (1) 横浜市立大学和田淳一郎教授論文(甲29)に照らせば、11ブロック制選挙を採用すれば、2019年第25回参院通常選挙で、米下院方式、サンラグ方式によれば、半数改選参院議員(124人)の過半数(50.8% (≒ 63人÷124人))を選出するのに、有権者数の**49.85%**が必要である。

(人口比例選挙では、全人口の50%超が全国会議員の50%超を選出する。)

11ブロック制参院選は、全人口の**49.85%**が全改選参院議員の過半数(50.81%÷63人÷124人)を選出するので、概ね、人口比例選挙と解される(和田淳一郎横浜市立大学教授(2020.12.7)「一票の平等はどこまでもとめられなくてはいけないか」の(表4)

<https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5> (甲29)。

11ブロック制参院選は、概ね人口比例選挙(有権者数最大較差・**1対1.1**)である。

II 1947～2010年の約63年間に、衆院選の多数意見（50%超の意見）と参議院の多数意見（50%超の意見）が、最終的決議の直前まで又は最終的決議まで、対立した立法事案が、合計で**15個**あり、その全てにおいて、参議院の多数決意見が、立法の成立、不成立を決定した（竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』（中央公論社 2010） 甲24）：（本書29～30頁）

1（本書29～30頁）

- (1) 当該約63年間の国会の歴史の中で、法律案の成立につき、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点の直前まで対立し、その最終的な決議の直前に、衆議院が、参議院の修正案に全て同意して法律となった事例が、下記①～⑮の全15個のうち、下記（本書30頁）の①～⑤、⑩～⑪、⑬～⑭の**9個**のみ存在した。

同9個の事例では、衆議院の多数意見を占める議員が与党を構成しており、その政権与党内閣が同9個の法律案の提案をした。

衆議院で多数を占める政権与党は、同9個の法律案が、国政にとって重要であるとみて、国政を担う政権与党として、憲法59条1項に従って、衆議院議員の多数意見が、最終的に参議院議員の多数意見の全修正要求を受け入れて、法律となった。

- (2) 他方で、当該約63年間で、衆議院議員の多数意見と参議院議員の多数意見が、最終的な決議の時点まで対立した事例が、下記（本書30頁）の*⑥～*⑨、*⑫、*⑮の**6個**存在した。この**6個**の各法律案は、いずれも廃案となった。

（竹中治堅『参議院とは何かー1947～2010』（中央公論社 2010） 甲24）

【15個の立法事実】

- ① 昭和 22 (1947) 年8月、第1回国会 (片山内閣) : 労働省設置法案。
- ② 昭和 23 (1948) 年7月、第2回国会 (芦田内閣) : 国家行政組織法案。
- ③ 昭和 25 (1950) 年11月召集の第9回国会 (吉田内閣) : 地方公務員法案。
- ④ 昭和 26 (1951) 年10月召集の第12回国会 (吉田内閣) : 行政機関職員定員法改正法案。
- ⑤ 昭和 26 (1951) 年12月召集の第13回国会 (吉田内閣) : ① 破壊活動防止法案 ; ② 大蔵省設置法改正案 ; ③ 農林省設置法改正法案。
- *⑥ 昭和 27 (1952) 年7月、第13回国会 (吉田内閣) : 国家公務員法改正法案。
- *⑦ 昭和 36 (1961) 年6月、第38回国会 (池田内閣) : 政治的暴力行為防止法案。
- *⑧ 昭和 37 (1962) 年4月、第40回国会 (池田内閣) : 産業投資特別会計法改正法案)。
- *⑨ 昭和 50 (1975) 年6月、第75回国会 (三木内閣) : 独占禁止法改正法案とたばこ・酒税法案。
- ⑩ 平成元 (1989) 年12月、第116回国会 (海部内閣) : 国民年金等改正法案。
- ⑪ 平成 4 (1992) 年6月、第123回国会 (宮澤内閣) : PKO 協力法案。
- *⑫ 平成 6 (1994) 年1月、第128回国会 (細川内閣) : 政治改革関連法案。
- ⑬ 平成 10 (1998) 年10月、第143回国会 (小渕内閣) : 金融再生関連法案。
- ⑭ 平成 14 (2002) 年7月、第154回国会 (小泉内閣) : 郵政公社法関連法案。
- *⑮ 平成 17 (2005) 年8月、第162回国会 (小泉内閣) : 郵政民営化関連法案。

* 廃案となった。

(但し、上告人らは、2019年参院選人口比例選挙請求事件および2022年参院選人口比例選挙請求事件で、上記1(1)、(2) (本書29~30頁) と同一の主張をした。)

2 (本書30頁)

被上告人らは、2019年参院選人口比例選挙請求事件 (東京高裁令和元年 (行ケ) 1号) の原審被告ら答弁書第3、4 (7頁) で、「原告らが証拠として提出する文献 (甲第31号証) に、原告らが指摘する各法律案について参議院による修正等に関する記載が存在することは認める」と記述した。

第2章 （本書31～68頁）

(1) 下記第1（憲法前文第1項第2文（信託））の議論の**発見**は、2009年～今日迄の16年間の人口比例選挙請求訴訟の継続の中から生まれた、

コロンプスの卵

である。

(2) 第2章の中の**最重要論点**
（信託）
は、憲法前文第1項第2文
である。

第1 （本書31～46頁）

— 憲法前文第1項第2文（信託） —

I （本書31～46頁）

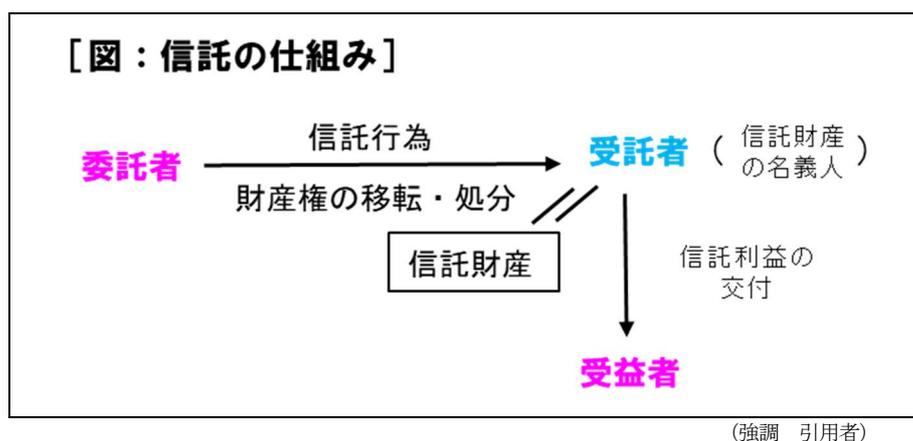
1 （本書31～32頁）

(1) 憲法前文第1項第2文は、「**国民**」（＝委託者兼受益者）と「**国民の代表者**」（＝受託者）との間の二者間の「**国政**」の「**信託**」に関する「**考へ方**」（昭

和21年7月11日衆議院憲法審査会委員会議事録 金森徳次郎国務大臣 答弁 上告理由書(1)第4部、第2章、第1、7 (同書103~104頁)、甲26参照)を記述する。

ここで、「国民」は【「国政」を信託する委託者兼受益者】であり、「国民の代表者」は、【(信託される)「国政」の受託者】である(下記(2) [図: 信託の仕組み] 参照)。

- (2) 編集代表 高橋和之 伊藤眞 小早川光郎 能見善久 山口厚 「法律学小辞典 [第6版]」 (有斐閣 2025) 761頁は、下記図を記述する (甲25)。



2 憲法前文第1項第2文は、少なくとも、憲法47条の解釈基準である： (本書32~37頁)

- (1) (本書32~34頁)

学説では、前文の規範性について、

- ① 「前文は(略)本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身裁判規範として違憲審査の

準則とはなり得ない、と解する見解」(裁判規範否定説(解釈基準説))

と、

② 前文の裁判規範性を肯定する説(裁判規範肯定説)の2説がある。

両説とも、前文が憲法本文の各条項の**解釈基準である**という点では、争いがない¹(日本国憲法前文に関する基礎的資料8~9頁 平成15年7月衆議院憲法調査会事務局

www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi032.pdf/\$File/shukenshi032.pdf) (甲27)。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料8~9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局 (甲27)

「(2) 前文の裁判規範性

わが国では、前文は全くの政治的宣言ではないが、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではなく、その点で規範的意味は薄く、それ自身**裁判規範**として違憲審査の準則とはなりえない、と解する見解が有力である。(略)

これに対して、裁判規範性を肯定する説も決して少なくない。その根拠は、(a) 前文の抽象性は本文各条の抽象性と相対的な違いにすぎないこと、(b) 前文の憲法原則が本文に具体化されているというだけでは、前文の裁判規範性を否定できないこと、すなわち、本文に欠缺あるときに限らず、平和的生存権のような根本原則に違反する国家行為は、直接前文を根拠に争うことができることなどが、主要なものとして挙げられる。

この両説の対立は、否定説といえども前文が本文条項の

解釈基準となること

は肯定し、さらに、本文各条項に欠缺あるときは前文の直接適用を理

論的には承認するのであるから、必ずしも氷炭相容れないものではない。実際には、**佐藤功**の指摘するとおり、「本文各条項に適用すべきものがない場合に直ちに前文の規定を適用しうるかどうかの点に帰着する」ことになろう。

(略)

(芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣・1992年 210-211 ページ) 」

(強調 引用者)

(2) (本書 34~36 頁)

下記①~④(本書 34~36 頁)のとおり、**判例は、少なくとも、【憲法前文が、憲法本文の各条項の解釈基準であること】を認めている。**

① **最高裁判所大法廷判決(以下、最大判)令和4年5月25日**(在外邦人国民審査権確認等上告事件 令和2年(行ツ)第255号等 民集76巻4号720頁) (甲111)

「 憲法は、**前文**及び1条において、**主権が国民に存することを明らかにし**、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であるとした上で、79条2項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付する旨規定し、同条3項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している」(強調 引用者)

② **最大判平成23年11月16日(覚せい剤取締法違反等事件 平成22年(あ)第1196号 刑集65巻8号1294頁)** (甲112)

「 憲法は、その**前文**において、あらゆる国家の行為は、**国民の
厳粛な信託**によるものであるとする**国民主権の原
理**を宣言した。」(強調 引用者)

③ 最大判平成17年9月14日(在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事
件 平成13年(行ツ)第82号外 民集59巻7号2095~2096頁) (甲
113)

「 憲法は、**前文**及び1条において、**主権が国民に存するこ
とを宣言し**、国民は**正当に選挙された国会にお
ける代表者を通じて行動する**と定めるとともに、
43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議
員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及
びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対
し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによっ
て国の政治に参加することができる権利を保障している。(略) **以上
によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両
議院の議員の選挙において投票をすることによって
国の政治に参加することができる権利を国民に対し
て固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるもの
とするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているもの
と解するのが相当である。**」(強調 引用者)

④ **最大判昭和34年12月16日**（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約3条に基づく行政協定に伴う刑事協定に伴う刑事特別法違反被告事件 昭和34年（あ）第710号 刑集13巻13号3231～3237頁）
 （甲116）

「一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、**前文**および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。」（強調 引用者）

(3) (本書36～37頁)

日本国政府は、134回国会・平成7.10.11 衆・予算委員会で、下記の通り答弁し、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であること】を**自認**する（甲27）。

¹ 日本国憲法前文に関する基礎的資料9頁 平成15年7月 衆議院憲法調査会事務局

「【前文の裁判規範性に関する国会での論議】

(134回・H7.10.11 衆・予算委員会)

(略)

○政府委員（大出峻郎内閣法制局長官） 憲法の前文の規定というのは、それ自体として裁判規範として考えられているものではない、こういうのが一般的な考え方であろうかと思えます。

ただ、この前文といいますのは、先ほど総理もおっしゃられましたように、憲法全体の基本的な考え方というものを示しているものである、そういう意味合いにおきまして、**憲法の個々の条文を解釈する場合の一つの解釈基準**とでも申しましょうか、そういう役割を果たしているということであろうかと思えます。

（強調 引用者）

同政府委員（大出峻郎内閣法制局長官）の国会答弁の中の当該**自認**は、本件裁判における、【憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**であるか否かの論点】

で、**決定的**である。

（以下 余白）

3 憲法前文第1項第2文（信託）（本書38～39頁）

(1) 一方で、令和5年大法院判決（衆）（甲8）は、

「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、**47条**）、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）（民集77巻1号19頁）

と判示する。

ところで、**憲法47条**は、

「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者）

と定める。

(2) 他方で、憲法前文第1項第2文は、

「**そもそも**国政は**国民**の**厳粛な信託**によるものであって、**その権威**は**国民**に由来し、**その権力**は**国民の代表者**がこれを行行使し、**その**（但し、**国政の** 引用者注）**福利は国民がこれを享受する。**」（強調 引用者）

と定める。

(3) （投票価値の較差の解消を求める、）人口比例選挙請求訴訟の

決定的争点

は、

『国会が、憲法47条（「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」（強調 引用者））に基づいて選挙区割規定の立法を行うに当たって、**広範な裁量権を有するか否か**』

という、憲法前文第1項第2文の「国民の代表者」の、国民から信託された国政の受託者としての、国民（＝委託者兼受益者）に対する義務の趣旨を踏まえた上での、

憲法47条の **文理解釈** である。

4 **受託者の忠実義務（信託法30条（受託者の忠実義務）及び信託法8条（受託者の利益享受の禁止）参照）**：（本書39～41頁）

(1) 前文第1項第2文

（「そもそも国政は、**国民の厳粛な信託**によるものであつて、**その権威**は国民に由来し、**その権力**は**国民の**代表者がこれを行使し、**その福利**は**国民がこれを享受する。**」（強調 引用者））

の定めは、

受託者の忠実義務

（①**信託法30条（忠実義務）**（「受託者は受益者のため**忠実に信託事務の処理**その他の行為をしなければならない。」（強調 引用者））

及び②**信託法8条（受託者の利益享受禁止）参照**）

の趣旨も含むと解される（①下記6(2)（本書43頁）；②下記112（本書45~46頁）**参照**）。

換言すれば、**信託事務の処理その他の行為から生ずる利益に関する、（国民から信託された国政の）受託者（国民の代表者）の受益者（国民）に対する忠実義務**が、1票の較差を伴う選挙区割規定の立法について、**国会が広範な立法裁量権を有するか否かの憲法47条**についての**解釈基準**になる、と解される（但し、**下記5、6**（本書41~43頁）での衆院選の最高裁判決についての議論は、**本件参院選挙についても同様に当てはまる**（**下記5、6**（本書41~43頁）**参照**））。

- (2) 法務省民事局参事官寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』118頁（商事法務2008）（甲102）は、下記のとおり記述する。

「第30条は、**受託者の忠実義務**、すなわち、**受託者は自己の利益のためではなく受益者の利益のために**信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する**一般規定**である」（強調 引用者）

- (3) 編著者 村松秀樹法務省民事局総務課長 著者 富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡『概説 信託法』103頁（金融財政事情研究会2023年）（甲103）は、下記の通り記述する。

「〔20〕 忠実義務

1 総論

受託者は、受益者のために信託財産に属する財産の管理・処分をはじめとする信託事務を処理する者であるから、信託事務処理のその他の行為を

するに当たって、受益者の利益を犠牲にして、自己又はその利害関係人の利益を図ることが禁止される。

（略）

2 忠実義務に関する一般規定

受託者は、受益者のため**忠実に**信託事務の処理その他の行為をしなければならない（30条）。

忠実義務は、受託者が負う各種の義務の中でも**極めて重要な義務**であるから、**受託者が忠実義務を負うこと**については、法文上、明確にされていることが望ましいと考えられる²。そこで、信託法においては、**受託者の忠実義務に関する一般規定**³を置いている。」（強調 引用者）

(4) 沖野眞己東京大学大学院法学政治学研究科教授 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職（法務専門官））・法務省民事局付（2002-2004年）は、下記のとおり記述する（道垣内弘人編『条解 信託法』196頁（弘文堂 2017））（甲105）。

「第5に、以上にまたがるものであるが、受託者の主観面において、受託者が、受益者の利益ではなく**自己や第三者の利益を図る目的で行う行為**は——代理であれば代理人の権利濫用行為となる——、**30条の忠実義務に反する行為となる。**」（強調 引用者）

5 令和5年大法院判決（衆）（甲8）：（本書41～42頁）

(1) **令和5年大法院判決（衆）**は、「国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（**43条2項、47条**）、選挙制度の仕組みの決定につ

いて**国会に広範な裁量**が認められている。」（強調 引用者）とした上で、

「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮した上でなお、

国会に与えられた裁量権の行使として**合理性を**

有するといえるか否かによって判断される」（強調 引用者）

とし（民集77巻1号20頁）、『当該令和3（2021）年衆院選（但し、選挙日での各選挙区間の議員当たりには有権者数最大較差（1対2.079））は、合憲である』旨判示する。

- (2) しかしながら、当該判示は、前文第1項第2文に基づき、国民（委託者）によって国政を信託された国民の代表者（即ち、受託者）が、受託者として、国民（即ち、受益者）に対して負担する忠実義務に反して、憲法47条を解釈・適用するものであり、憲法47条、前文第1項第2文に違反する。

6 平成25年大法院判決（衆）：（本書42～43頁）

- (1) 平成25年大法院判決（衆）（甲4）は、

「その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の

身分にも直接関わる事柄

であり、平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。」（強調 引用者）

と判示する（民集67巻8号1524頁）。

即ち、平成25年大法廷判決（衆）は、国政たる（投票価値の較差の維持・変更を伴う）選挙区割規定の立法は、議員の「身分にも直接関わる事柄」（強調 引用者）（即ち、国政（但し、ここでは選挙区割規定の立法）から生ずる、当選・落選という国会議員個人の利益に直接関わる事柄）であると解している。

- (2) よって、【国民の代表者が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定（但し、平成25年大法廷判決（衆）の対象の平成24年衆院選の選挙日での議員1人当たりの最大有権者数較差・1対2.425）を立法すること】は、国民の代表者が、国民の利益より、自ら（国民の代表者）の利益を優先させて自らの利益のために当該選挙区割規定の立法をした点で、国民の代表者は、（憲法前文第1項第2文に定める通り信託された）国政の受託者として、国政の受益者（国民）に対する忠実義務に矛盾し、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に反して解釈された）憲法47条を適用するものであり、（（憲法47条の解釈基準たる）憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき）憲法47条に違反する。（上記4(2)～(4)、5、6（本書40～43頁）、下記II1～2（本書44～46頁）参照）。

- (3) 上告人らは、『衆議院議員選挙、参議院議員選挙のいずれについても、憲法は、同じ理由で人口比例選挙を要求する』と主張するものである。

本6での衆院選の最高裁判決についての議論は、本件参院選挙についても同様に当てはまる。

II 【国民の代表（=受託者）は、国民（=委託者兼受益者）から信託された国政から生まれる福利を享受できない（1 憲法前文第1項第2文末尾の定め参照：2 「信託法8条（受託者の利益享受の禁止）及び信託法30条（受託者の忠実義務）」のいずれも同旨）】：（本書44～46頁）

1 【判例は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（略）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」とする。】：（本書44～45頁）

(1) 昭和51（1976）年最大判（衆）（甲1）

昭和51（1976）年最大判（衆）は、「各選挙区の選挙人数又は人口数（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然であるとしても、それ以外にも實際上考慮され、且つ、考慮されて然るべき要素は少なくない。」と判示する（民集30巻3号246頁）。

(2) 当該11 最高裁大法廷判決及び3 最高裁小法廷判決が、全て『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等（即ち、1票較差・1対1）が、「最も重要かつ基本的な基準とされる」』旨判示している。

この【11 最高裁大法廷判決及び3 最高裁小法廷判決が、**全て**『各選挙区の**選挙人数**又は**人口数**と**配分議員定数**との**比率の平等**(即ち、1票較差・1対1)が、「**最も重要かつ基本的な基準**とされる」』旨判示していること【】は、

重要である。

2 (本書45~46頁)

(1) 憲法前文第1項第2文末尾の「**その福利は国民がこれを享受する。**」の定めに照らし、**国政の福利は、「国民(=委託者兼受益者)」がこれを享受するので、国民の代表者(=受託者)が、国政の福利を享受する余地はない**(1 憲法前文第1項第2文末尾の定め：2 信託法8条(受託者の利益享受の禁止)及び信託法30条(忠実義務)のいずれも同旨)。

(2) ところで、平成25年大法廷判決(衆)(甲4)は、『(投票価値の**差の変更を伴う**)選挙区割規定の立法は、議員の「**身分にも直接関わる事柄**」である』旨判示している(民集67巻8号1524頁)。

(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法が、議員の「身分にも直接関わる事柄」である以上、『上記1(1) (本書32~33頁)の「当該11 最高裁大法廷判決及び3 最高裁小法廷判決が、全て『各選挙区の選挙人数又は人口数と配分議員定数との比率の平等(=1票較差・1対1)が、「最も重要かつ基本的な基準とされる」』旨判示していること』に照らすと、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法については、『議員(=国民の代表者)が、当該選挙区割規定の立法(即ち、国政)から生じる福利(即ち、投票価値の較差から生じる利益)を享受している』と解される。

よって、(投票価値の較差の変更を伴う)選挙区割規定の立法は、((憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に反して解釈された)憲法47条を適用するものであり、((憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文に基づいて解釈・適用されるべき)憲法47条に違反する(上記4(2)~(4)、5、6(本書40~43頁)、111~2(本書44~46頁)参照)。

第2 統治論：(本書47～52頁)

【憲法が、人口比例選挙を要求していること】は、下記(1)の「統治論(1)(主権者の過半数決論)」(本書47～50頁)又は下記(2)の「統治論(2)(議員/国民・一票等価値論)」(本書50～52頁)のいずれによっても説明できる。

(1) 統治論(1) (『主権者の過半数決』論)(本書47～50頁)

(ア) 主権とは、「**国家の政治のあり方を最終的に決定する力**」である。¹⁾

主権(即ち、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力」)は、内閣総理大臣を指名することを含む以上、【内閣総理大臣を指名すること】は、主権の行使に該当する(下記(2)①平17年最大判(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)参照)。

(イ)① 平17年最大判(在外邦人選挙権剥奪違憲訴訟)は、

「憲法は、**前文**及び**1条**において、**主権**が国民に存することを宣言し、国民は**正当に選挙された国会**における代表者を通じて行動すると定めるとともに、**43条1項**において、国会の両議院は**全国民を代表する選挙された議員**でこれを組織すると定め、**15条1項**において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**であると定めて、**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」(強調 引用者)

と説示する(民集59巻7号2087頁)。

即ち、同説示は、『**憲法前文、1条、43条1項、15条1項**が、「**国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**を保障している。」(強調 引用者)』旨説示している。

¹⁾ 編集代表金子宏ら『法律学小辞典〔第3版〕』537頁(有斐閣1999年)

② 上記①記載のとおり、同説示は、国民の国政選挙の**選挙権**（即ち、「国民（が）、**主権者**として、両議院の議員の**選挙**において**投票**をすることによって**国の政治に参加することができる権利**」（強調 引用者）（平成 17 年最大判。民集 59 卷 7 号 2087 頁）の行使は、国民の "**主権の行使**" と捉えている。

(ウ) 一方で、人口比例選挙では、**【出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率（50%超）】**が、衆参両院のそれぞれの

【出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率（50%超）**】**と**一致する**。

他方で、**非**人口比例選挙では、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率（50%超）が、衆参両院のそれぞれの**【出席議員の過半数の、全出席議員数に対する百分率（50%超）】**と**一致しない**。

(エ) 現在、日本は、両院選挙とも、**非**人口比例選挙であるので、各院で、出席議員の過半数の全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率（50%超）とは**無関係に、常に、非**人口比例選挙で選出された出席議員が、各院で、

その**過半数決**で、内閣総理大臣（行政権の執行者）を指名している。

すなわち、**非**人口比例選挙の現在の日本においては、出席議員の過半数の、主権を有する全有効投票者からの得票数の、全有効投票数に対する百分率（50%超）とは**無関係に、常に、**（国会議員の資格で**主権を有しない**）

国会議員が、各院で、**出席議員の過半数決**で主権を行使している、と解される **〔1〕** 憲法 1 条および前文第 1 項第 1 文後段；**〔2〕** 前文第 1

項第1文前段；3 56条2項；4 前文第1項第2文後段の各違反)。

以上の理由により、**非**人口比例選挙の現在の日本は、憲法の定める**国民主権国家**ではなく、**国会議員主権国家**である。

(才) 2025 (令和7) 年参院選の結果は、下記のとおりである。(甲146)

政党	獲得議席	選挙区			比例区		
		議席数	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率
与党	47	31	17,645,807.833	29.83%	16	18,018,876.175	30.44%
自民	39	27	14,470,016.925	24.46%	12	12,808,306.775	21.64%
公明	8	4	3,175,790.908	5.37%	4	5,210,569.400	8.80%
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総計	125	75	59,153,645 (有効投票数)	100%	50	59,185,396. (有効投票数)	100%

(第27回参議院議員通常選挙 -

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%AC%AC27%E5%9B%9E%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%A0%B0%E5%93%A1%E9%80%9A%E5%B8%B8%E9%81%B8%E6%8C%99>)

参院選 (選挙区) が、**非**人口比例選挙 (選挙区で、選挙日で、較差 : 1 : 3.13) であるため、参院選 (選挙区) で、自民公明 (与党) の得票率は、選挙区で、合計 29.83% (=自民 <24.46%> +公明 <5.37%>) であり、比例代表で、合計 30.44% (=21.64% <自民> +8.80% <公明>) でしかないのに、自民公明 (与党) の獲得議席は、選挙区と比例代表の合計で、**37.6%** (=47人 ÷ 125人) (=自民 <31.2% = 39人 / 125人> + 公明 <6.4% = 8人 / 125人>) である (甲146 19/40~20/40頁)。

但し、公明は、同選挙後、自民との連立を解消した。

- (力) **非**人口比例選挙は、**憲法1条および前文第1項第1文後段に違反する。**
- (キ) 他方で、人口比例選挙では、出席議員の**過半数**に投票した（主権を有する）有効投票者が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、出席議員の**過半数決**で、（すなわち、**間接的に、**）内閣総理大臣を指名する（**憲法1条および前文第1項第1文後段；憲法56条2項；前文第1項第1文前段；43条1項**）。
- (ク) なお、【**憲法は、合理性の基準に照らして、実務上できる限りの人口比例選挙を要求している**】と解される（上告理由書(1)**第4部、第2章、第3、2**（同書129～131頁）参照）。

(2) 統治論(2)（『議員の1票等価値／国民の1票等価値』論）（本書

50～52頁）

- (ア) **憲法56条2項**の「両議院の議事」については、各院の各議員が、全員、**1票（等価値）**を投票する権利を有し、「出席議員の**過半数**でこれを決」（強調 引用者）する（**憲法56条2項**）。
- (イ) **憲法56条2項**の出席議員の**過半数決**の議決において、各議員は、全員、「**主権**」（**憲法1条及び前文第1項第1文後段**）を有する「**全国民を代表する**」（**憲法43条1項**）「**国会における代表者**」（**憲法前文第1項第1文前段**）である（**憲法1条及び前文第1項第1文後段；前文第1項第1文前段；43条1項** 参照）。
- (ウ)① 「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、

各議員が投票する1票が、全て等価値であるので、「(「全国民を代表する」「国会における代表者」でしかない)各議員(但し、国会議員の資格で**主権を有しない**)」は、全員、各国政選挙の選挙区割り制(例えば、比例制、小選挙区制、選挙区制、ブロック制等)毎に、【**同じ人数**(但し、全有権者数÷定数)(具体的な例として、2021年衆院選(小選挙区)では、364,430人(=全有権者数(105,320,523人)÷定数(289人)))】の**主権を有する有権者**から選出されることが求められる²⁾。

けだし、【「両議院の議事」の**過半数決**の議決において、**各議員の投票する1票が、全て等価値**であること、すなわち、各議員が、全員、全て一人一票等価値であること】は、各議員が、そもそも、議員の資格で主権を有していないので、議員の資格自体を理由として、出席議員の過半数によって両議院の議事が決定されることを正統化し得ない以上、【各議員が、全員、各国政選挙の選挙区割り制毎に、**同じ人数**(ただし、全有権者数÷定数)の**主権を有する有権者**から選出されること】によって、初めて、出席議員の**過半数決**によって両議院の議事が決定されることを**正統化**し得るからである(憲法1条および前文第1項第1文後段;56条2項)。

重ねて言えば、【憲法56条2項の「両議院の議事」の出席議員の**過半数決**の議決において、(国会議員の資格で**主権を有しない**)各出席議員の投票する**1票が、全て等価値**であること】は、【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数**(ただし、全有権者数÷定数)の**主権を有する有権者**から選出されること】以外に**正統化**し得ないからである。

²⁾ 参考例として、例えば、米国連邦フロリダ State の2022年の米国連邦議会下院議員選挙区割をみると、**全28個**の小選挙区(すなわち、各小選挙区から議員1人を選出する)のうちの、**25個**の小選挙区の人口は、全て**769,221人**であり、**2個**の小選挙区の人口は、**769,220人**、そして**残りの1小選挙区**の人口は、**769,222人**である。すなわち、その全28個の小選挙区間の**最大人口較差は、僅か2人**(2人=769,222人-769,220人)である(参考資料:フロリダ州ウェブサイト <https://www.floridaredistricting.gov/pages/submitted-plans>)。

② 【各議員が、全員、各選挙区割り制毎に、**同じ人数**（ただし、全有権者数÷定数）の主権を有する有権者から選出されること】は、人口比例選挙（すなわち、1人1票等価値の選挙）によってのみ実現可能である。

③ 上記①～②の解釈は、【**主権**を有する国民が、主権を行使して、「**正当に選挙された国会における代表者を通じて行動**」すること】（憲法1条および前文第1項第1文後段；前文第1項第1文前段；56条2項；43条1項）に適合する。

④ よって、憲法1条および前文第1項第1文後段；56条2項；前文第1項第1文前段；43条1項は、人口比例選挙を要求している、と解される。

(工) ただし、上記(ウ)①（本書50～51頁）記載の「同じ人数」は、実際の選挙では、合理性の基準に照らし、実務上できる限りの「同じ人数」で足りる、と解される（上告理由書(1)第4部、第2章、第3、2（同書129～131頁）参照）。

（以下 余白）

第3 (本書53~57頁)

— 国難論 —

1 国難論 (本書53~57頁)

(1) 全世界のGDPの中の日本のシェア

全世界のGDPの中の日本のシェアは、1995年に、**17.6%**であったところ、**2023年に、4.0%に激減**した(2024.12.22日経朝刊5面「風見鶏」8段(地曳航也記者の署名記事〈石破首相所信表明演説の引用〉甲82の1;外務省 ホームページ「主要経済指標」 2/21頁 甲82の3;内閣府ホームページ「選択する未来」 「Q15 世界の中の日本経済の位置付けはどのようになっていますか。」平成27年10月 1/3頁 甲82の2;外務省 ホームページ「主要経済指標」 2/21頁 甲82の3)。

上記のとおり、1995~2023までの29年間を見ると、全世界のGDPの中の日本のシェアは、既に **17.6% ⇒ 4.0%**に激減しており、その減少(即ち、下向きのベクトル)は、将来に向かって更に進行中である。

これは、**国難**である。

(2) 他の5か国(米、英、独、仏、韓)が国際標準たる人口比例選挙/概ね人口比例選挙であるのに対し、日本は**非人口比例選挙**であり、**異質**である (本書53~54頁)

(ア) 米、英、独、仏、韓、日の6か国の中で、米、英、独、仏、韓の5か国は、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

- ① 大統領制の**仏、韓**の場合、人口比例選挙で、過半数/相対的過半数により、大統領を決定する。大統領制の**米**の場合、2024年米大統領選でトランプ氏は、

相対的得票率（50.3%）の得票で、**行政権の執行者（大統領）**に就任した。

- ② 議院内閣制の**独**の場合、人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党（連立を含む）が、連邦議会で首相を決定する。議院内閣制の**英**の場合、概ね人口比例選挙で過半数の議席を獲得した政党が、議会で、国会議員の過半数の投票で、**行政権の執行者（首相）**を決定する。

(3) 日本の国民一人当たり「平均賃金」(甲 145) (本書 54~55 頁)

1992~2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage) (但し、購買力平価) の値の推移は、下記**表3**のとおりである (OECD の公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。

表3 (6カ国/国民一人当たり平均賃金)

	1992 年平均賃金 (A)	2020 年平均賃金 (B)	1992 年から 2020 年の 推移 (B÷A) x 100%
日	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%
韓	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%
独	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
仏	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
英	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
米	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%

国民一人当たり平均賃金 (average wage) を見ると、

1992~2020 年の 29 年間で、日、韓、米、英、仏、独の 6 か国 (ただし、いずれも、OECD 加盟国) のなかで、**日本だけが、僅か 2%増加のフラット状態**で、他の 5 か国は、すべて**右肩上がり**で、他の 5 か国中最低の独国すら、26% 増加である。

日本の国民一人当たり平均賃金 (average wage) は、絶対額でも、6 か国のう

ちの最低で、38,515 米ドル（ただし、韓国は 41,960 米ドル）である。

(4) **投票率** (本書 55～57 頁)

- (ア) 下記表4の A～F の6か国間で比較する、**人口比例選挙**／**非人口比例選挙**と**投票率**の関係： (本書 55～57 頁)

表4

<p>A 2025 年ドイツ連邦議会議員選挙 (議員内閣制) (完全人口比例選挙 〈甲 64〉 〈甲 100〉) 投票率：83% (甲 80)</p>
<p>B 2022 年仏国大統領選挙 (完全人口比例選挙) (上位 2 者の決選投票) 1 位得票率 58% (18,779,641 票) (当選) 2 位得票率 42% (13,297,760 票) 投票率：74% (甲 70)</p>
<p>C 2024 年英国議会 (下院) 議員選挙 (議員内閣制) (概ね人口比例選挙 〈但し、最大有権者数較差±5%) 投票率：60% (甲 71) (英国は、下院議院議員選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。そのため、上記各投票率は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国各投票率と比較すると、低い。)</p>
<p>D 2024 年米連邦大統領選挙 (概ね人口比例選挙 〈但し、<u>2024 年米連邦大統領選</u>で、相対的得票率 50.3%のトランプ候補が大統領就任)) 投票率：65% (甲 72) (米連邦は、大統領選挙について、選挙権登録を要件とする有権者登録制度を採用する。貧困層、黒人層、アメリカ原住民、中南米系米国人の各一部は、有権者登録をしないので、投票できない。上記投票率 (65%) は、有権者登録制度を採用していない、独連邦、仏国、韓国各投票率と比較すると、低い。)</p>

2024年米連邦大統領選挙で、米連邦大統領が相対的得票率

50.3%の僅差（但し、トランプ氏 77,302,602 票 ハリス氏 75,017,822 票）で当選した事実は、**【人口比例選挙が**

決定的に重要

であること】を雄弁に物語っている。

E 2022年韓国大統領選挙（**完全人口比例選挙**）（但し、上位2者間の比率）

1位 相対的得票率 50.4%（16,394,815 票）（当選）

2位 相対的得票率 49.6%（16,147,738 票）

投票率：77%（甲 73）

2021年韓国大統領選挙で、韓国大統領が相対的得票率

50.4%の僅差（但し、1位 16,394,815 票 2位

16,147,738 票）で当選した事実は、**【人口比例選挙が**

決定的に重要

であること】を雄弁に物語っている。

F 2024年日本・衆院選（**較差 2.06 倍の非人口比例選挙**）

1位 自公（与党）得票率 40%

獲得議席：46%（=215人÷465人）（=41%（195人／465人）+5%（24人／465人）

投票率：54%（甲 75）

G 2025年日本・参院選（較差 3.13 倍の非人口比例選挙）

1位 自公（与党）**得票率 30%**（但し、比例区）

獲得議席 38%（=47人÷125人）

投票率：58.51%（甲 146）

(イ) 2025年参院選（最大有権者数較差 3.13 倍の非人口比例選挙）では、投票率が、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙の上記(ア)(本書 55～57 頁)の他の 5 か国と比べて、58.51%と低い。

日本は国政選挙の投票率が、上記(ア)の他の 5 か国と比べて、低いのは、日本人の民度が低いことがその理由ではなく、【日本の国政選挙が、総投票人からの過半数得票によっても、政権交代が生じないこと】が、その理由と考えられる。

(以下 余白)

第4 本件訴訟での、『過疎地域の声を政治に適切に反映させる目的のために、1票の不平等が正当化される』旨の国の主張は、事実に基づかない主張であって、国は立証責任を果たしていない：(本書58頁)

(1) 『過疎地域の声を政治に適切に反映させる目的で1票の不平等が正当化される』旨の**国の主張は、事実に基づかない、明かな誤りである。**

(2) 過疎地域は**全都道府県**に内在し³(甲141~144参照)、**全国各地の「過疎地の住民」**の間で**3倍以上の不平等**が常態化している⁴。

(3) **本件選挙**では、福井県選挙区(過疎地域を含む) (別紙、甲144)の有権者の1票の価値を1票とすると、例えば、新潟県選挙区(過疎地域を含む) (別紙、甲142⁵)は0.34票、宮城県選挙区(過疎地域を含む) (別紙、甲143⁶)は0.32票であり(訴状別表参照)、過疎地間で3倍の格差が生じている。

上記の上告人の主張の立証は成功している。

(4) 他方、国は、**新潟県選挙区の過疎地の有権者**の選挙権を、**福井県選挙区の過疎地の有権者の3分の1の価値に差別した合理性を立証していない。**

³ 総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」(令和4年4月)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf

⁴ 訴状別表及び乙1参照

⁵ 新潟県ウェブサイトより「新潟県過疎地域持続的発展方針」令和3年8月(令和4年8月変更)：
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf>

⁶ 宮城県ウェブサイトより「新潟県過疎地域持続的発展方針」令和3年8月(令和4年8月変更)：
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf>

第5 本事案にあてはめれば、事情判決の法理は、天使の法理である (本書59～65頁)

【要約】 (本書59～60頁)

A 昭和60年大法廷判決(衆)(甲4)の事情判決の法理(ただし、昭和51年大法廷判決(衆)の事情判決の法理も同旨)は、

① 提訴された選挙は、全選挙区の中の一つの選挙区のみであり、かつ

② 比例代表選挙は存在しなかった、

という2つの事情の下で、利益の比較衡量(即ち、①選挙が無効とされないことによる選挙人らの選挙権の制限の不利益と②選挙が無効とされることにより生じる不都合との間の利益衡量)により、違憲の選挙を「有効」と判決した法理である。

よって、昭和60年大法廷判決(衆)の原告らからみると、該法理は、当時、いわば**悪魔の法理**であったであろう。

B しかしながら、本件裁判では、昭和51年大法廷判決(衆)(甲1)の事案と比べて、

① **定足数(憲法56条1項)を満たす**、比例代表選挙選出の参議院議員(100人)が存在し、かつ

② 全45選挙区の夫々で、各原告が提訴した、

という2つの**新事情**がある。

C 該2つの**新事情**の下では、参院選(選挙区)全体につき違憲無効判断が言渡されても、定足数を満たす比例代表選挙(但し、全国1ブロックの完全人口比例選挙)により選出された比例代表議員(100人)が存在するので(憲法56条1項、公職選挙法4条2項)、参院は、適法に国会の活動を行い得

る。

よって、本件選挙が全45選挙区で選挙無効とされても、「**憲法の所期**」(昭和51年大法廷判決(衆)民集30巻3号250頁 甲1参照)しない社会的不都合は、一切生じない。

即ち、該**2つの新事情**の下では、当裁判所は、昭和51年大法廷判決(衆)；昭和60年大法廷判決(衆)の場合と異なって、**逆に**、事情判決の法理に従って、利益の**比較衡量**をすると、選挙が無効とされることにより生じ得る不都合が存在しない以上、『本件選挙は、憲法98条1項後段により無効である』旨判決する憲法76条3項及び99条に基づく義務を負う。

よって、昭和51年大法廷判決(衆)及び昭和60年大法廷判決(衆)の事情判決の法理は、本件選挙の該**2つの新事情**の下では、悪魔の法理とは**真逆**の、**天使の法理**として、**100%機能する**。

(1) 【昭和51年大法廷判決(衆)／事情判決】: (本書60～61頁)

昭和51年大法廷判決(衆)は、民集30巻3号252～254頁(甲1)で、

「しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によって得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならぬことに変わりはなく、更に、全国の選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の**不当な結果**を生ずることもありうるのである。また、**仮に一部の選挙区**の**選挙のみが無効とされるにとどまつた場合**でも、もともと**同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、**しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないまま

の**異常な状態**の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その**所期するところ**でもないというべきである。

(略)

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である**行政事件訴訟法は、三一条一項前段**において、当該処分が違法であっても、これを取り消すことにより**公の利益に著しい障害を生ずる場合**においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。

(略)

しかしながら、本件のように、**選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵**を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとするべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。」 (強調 引用者)

と判示する。

(2) 【昭和60年大法院判決(衆)／事情判決】: (本書62～63頁)

さらに、昭和60年大法院判決(衆)は、民集39巻5号1123頁(甲2)で、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によつて選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法院判決参照)。」(強調引用者)

と判示する。

そして、**4判事(寺田治郎最高裁長官、木下忠良判事(第二小法廷所属)、伊藤正己判事(第三小法廷所属)、矢口洪一判事(第一小法廷所属))**。ただし、寺田治郎最高裁長官は、最高裁を代表して；木下忠良判事も、事実上第二小法廷を代表して；伊藤正己判事も、事実上第三小法廷を代表して；矢口洪一判事も、事実上第一小法廷を代表して；下記補足意見により、国会に向けて最高裁判所裁判官・15人全員の『**較差の是正がされることなく、選挙が実施される場合は、無効判決もありうる**』旨の警告を発していると解される。)は、**補足意見**として、同1125～1126頁で、

「二 **昭和五八年大法院判決(違憲状態判決)**は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反す

るものであることを肯定しながら、いまだその是正のための**合理的期間**が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、**その後現在まで右改正は実現していない**。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が**違憲宣言**であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規定のままに施行された場合における選挙の効力については、**多数意見で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、その効力を否定せざるを得ないこともあり得る**。その場合、判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、**選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に始めて発生する**という内容の判決をすることも、できないわけのものではない。」(強調 引用者)

と記述する。

(3) 【比較衡量（具体的な検討）】：(本書63～65頁)

【本件選挙では、全45選挙区で原告が提訴しているので、全45選挙区選挙が無効となる】

- ① 参院選は、選挙区選出選挙と比例代表選出選挙の併用であり、衆院選も、小選挙区選出選挙と比例代表選出選挙との併用である。

一方で、参院選においては、**比例代表選出議員の定数(100人)**(公職選挙法4条

2項)は、参院議員の定数(248人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

他方で、衆院選においても、比例代表選出議員の定数(176人)(同法同条1項)は、衆院議員の定数(465人)(同法同条同項)の1/3を超えている。

よって、参院選(選挙区)が、全45選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出参院議員(100人)が参院の定足数(83人)(憲法56条1項)を満たすので、参院は、100%有効に「国会の活動」を継続し得る。

同じく、衆院選(小選挙区)が、全小選挙区において、違憲無効となった場合でも、比例代表選出衆院議員(176人)が衆院の定足数(155人)(憲法56条1項)を満たすので、衆院は、100%有効に、「国会の活動」を継続し得る⁷⁾。

上記の通り、本件選挙が違憲無効とされても、比例代表選出議員が存在するため、「憲法の所期⁸⁾するところに必ずしも適合しない結果を生じる」(強調 引用者)
(昭和51年大法院判決(衆)・民集30巻3号251頁参照)という事情が存在しない(即ち、社会的不都合又は混乱が生じない)。

よって、昭和60年大法院判決(衆)及び昭和51年大法院判決(衆)の事

⁷⁾ 鬼丸かおる判事は、平成27年大法院判決(衆)(甲6)反対意見(ただし、違法宣言/人口比例選挙)において、

「(2) 本件選挙を全部無効とした場合には、本件選挙により選出された衆議院の小選挙区選出議員全員の当選の効力が失われることになる。しかし、衆議院には、小選挙区選出議員のほかに比例代表選出議員180人が存在するのであるから、比例代表選出議員のみによっても憲法56条の定足数を満たすことができるのであって、定足数等の人数のみに着目すれば、衆議院の機能が直ちに失われることにはならないと考えることができよう。そして、民主主義の根幹である国民の投票価値の平等を尊重した是正が行われず、衆議院議員が国民を代表して国政を行い民主主義を実現しているとはいい難い状況で立法作業が継続されるという事態を一応回避できるといえよう。そうであれば、選挙は、判決と同時にあるいは将来に向かって無効とするという結論を採ることもあり得るところである。」(強調 引用者)(民集69巻7号2085、2089～2090頁)と記述する。

⁸⁾ 昭和51年大法院判決(衆)民衆30巻3号250頁(甲1)

事情判決の法理（判例）に従い、各利益の比較衡量により、本件選挙は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」、即ち、違憲無効である、と解される。

なお、本件裁判では、上告人（原審原告）らが、**全45選挙区で提訴**しているので、最高裁が違憲無効判決を言渡す場合は、全45選挙区の各選挙が違憲無効となる。したがって、本件裁判では、提訴された選挙区が千葉1区のみであった、昭和51年大法廷判決（衆）の場合のような、千葉1区のみが無効となり、未提訴の他の選挙区の選挙が有効であるという、いわゆる凸凹現象という不都合は生じない。

【将来効】

② 昭和51年大法廷判決（衆）民集30巻3号251頁（甲1）は、

「次に問題となるのは、現行法上選挙を**将来に向かって形成的に無効**とする訴訟として認められている**公選法二〇四条**の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする（同法二〇五条一項）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かつて失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。」（強調 引用者）

と判示し、【公選法204条に基づく選挙無効請求訴訟の選挙無効判決の効力は、遡求せず、将来に向かって選挙を無効にするものであること】を明言している。

したがって、この点でも、社会的な不都合又は混乱は生じない。

第6 本件選挙の都道府県の中での議員定数を配分する方式は、天皇主権の普通選挙法のそれと同一である：(本書 66~68 頁)

① A

一方で、大日本帝国憲法 4 条は、「**天皇は** 国の元首として **統治**

権を総攬し 此の憲法の条規に依り之を行う」(強調 引用者)と定め；

5 条は、「**天皇は**帝国議会の**協賛**を以って**立法権**を**行う**」(強調 引用者)と定める。

(大日本帝国憲法の下では、帝国議会は、天皇の立法権行使のための協賛機関でしかなく、普通選挙法(但し、**主権を有しない25才以上の男性のみ**が投票権を有し、**女性は投票権を有しない**という、戦後の国民主権下の公職選挙法とは**全く異質**のものであった。)は、**主権を有しない臣民**が、都道府県の枠組みの中で、議員定数に応じて天皇の立法権の協賛機関たる帝国議会の議員を選出するための手続きでしかない。)

B

他方で、日本国憲法前文第1項第1文は、「**日本国民、正当に選挙された**国会における**代表者**を通じて**行動し**、(略)ここに**主権**が国民に存することを宣言し、こ

の憲法を確定する。」(強調 引用者)

と定める。

(日本国憲法の下では、公職選挙法は、**主権者たる国民が、正当に選挙された**自らの国会における代表者を通じて行動するために、国会における代表者を選出するための手続きである。)

C

一方で、普通選挙法での選挙は、主権を有しない臣民が、
主権を有する天皇の立法権の協賛機関たる帝国議会の議員を選出するための手続き
でしかなく、臣民の投票は、天皇の主権たる立法権の行使とは、**直接的な関**
係はなく、そもそも、自ら (=臣民) が有していない
主権の行使でもない。

他方で、公職選挙法では、選挙は、主権を有する国民が、主権を行使する
ために、正当に選挙された国会における自ら
(=国民=主権者)の代表者を通じて、国政に参加する手続きであって、選挙での
国民 (=主権者)の投票は、(国民 (=主権者)が、**正当に選挙**
された国会における自ら (=国民=主権者)の代表者を通じて、国政
について、**主権を行使するという) 行動そのもの**である。

よって、普通選挙法での選挙の臣民の投票と公職選挙法での選挙の国民（＝主権者）の投票とは、両者、**截然と区別される。**

② **天皇主権** 下の1925年衆議院議員普通選挙法の「都道府県の

枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、その承継の是非についての国会での真摯な議論もないままに、**国民主権**の現憲法下の公職選挙法で、承

継され、同法は、「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」を採用した。

③ その「都道府県の枠組みの中で議員定数を配分する方式」が、1946年～現在に至るまで、**1票較差の唯一の原因**

である。

④ **（天皇主権下**の普通選挙法が採用する「都道府県の枠組みの中で議員

定数を配分する方式」と本質的に同種の）公職選挙法13条1項、14条1項は、

国民主権下の①憲法1条および前文第1項第1文後段；②56条2項；③前

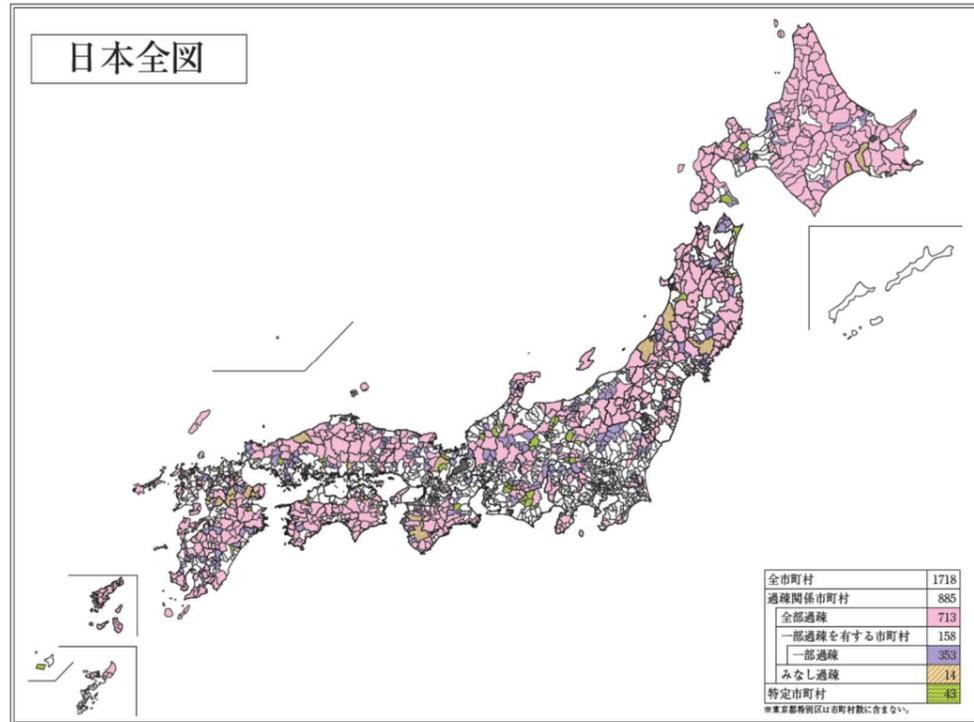
文第1項第1文前段；④前文第1項第2文；⑤43条1項；⑥13条；⑦14条1項に

違反する。

以上

【図1】

ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



【図1】、【図2】及び【図3】：(出典)総務省「過疎関係市町村都道府県別分布図」(令和4年4月) https://www.soumu.go.jp/main_content/000807380.pdf より

上記【図1】に示す通り、**過疎地域は全都道府県に点在している** (甲141)。

令和4年時点でのデータによれば、

福井県選挙区内の過疎地域の有権者(97,937人)の投票価値を1票とすると(右下【図3】参照)、

宮城県選挙区内の過疎地域の有権者(317,183人)の投票価値は**0.32票**、

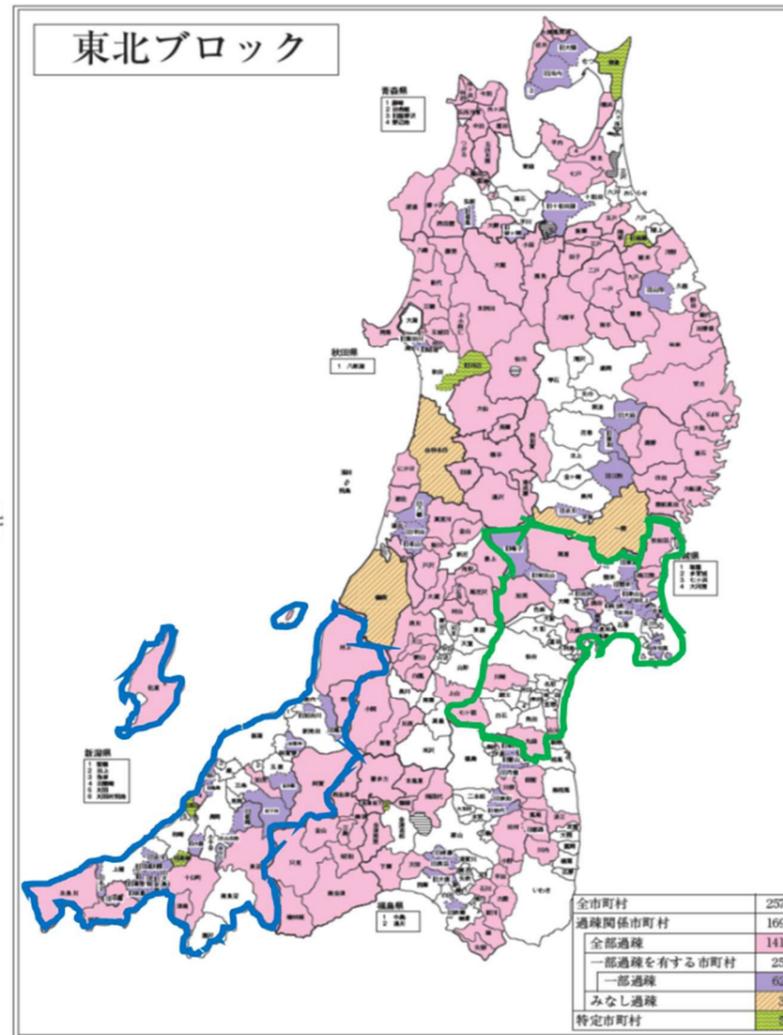
新潟県選挙区内の過疎地域の有権者(438,386人)の投票価値は**0.34票**、

である(右上【図2】参照)。

被告人は、都道府県を選挙区の基本単位にすることは過疎地域の少数意見の保護のために合理性があると主張するが、宮城県選挙区内の過疎地域の有権者と福井県選挙区内の過疎地域の有権者との間で、**3倍以上の投票価値の不均衡**を常態化させ、換言すれば、**宮城県選挙区内の過疎地域の有権者の選挙権を、福井県選挙区内の過疎地域の有権者の選挙権の3分の1に制限することの合理性の立証は一切ない。**

【図2】

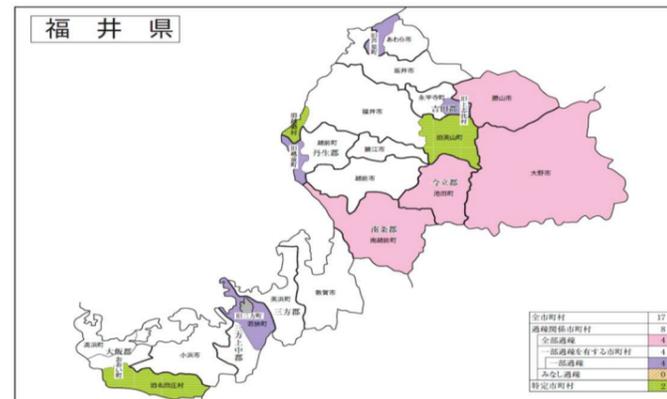
ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



(緑枠、青枠、引用者追加)

【図3】

ピンク色:全部過疎 紫色:一部過疎



宮城県選挙区(緑枠)の過疎地域:

過疎地域人口:317,183人

(甲143:宮城県ウェブサイト(令和4年): <https://www.pref.miyagi.jp/documents/7652/kasohousin.pdf>)

(本件選挙における宮城県選挙区)

議員1人当たり有権者数:

949,370人(格差3.080倍) (乙1)

1票の価値:**0.32票**

(ただし、福井県内過疎地域の有権者の1票を1とした場合)

新潟県選挙区(青枠)の過疎地域:

過疎地域人口:438,386人

(甲142:新潟県ウェブサイト(令和4年): <https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/331369.pdf>)

(本件選挙における新潟県選挙区)

議員1人当たり有権者数:

903,756人(格差2.932倍) (乙1)

1票の価値:**0.34票**

(ただし、福井県内の過疎地域の有権者の1票を1とした場合)

福井県選挙区の過疎地域:

過疎地域人口:97,937人

(甲144:福井県ウェブサイト(令和4年): https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sityousinkou/furusato/kasohou_d/fil/fukui_kasohousin.pdf)

(本件選挙における福井県選挙区)

議員1人当たり有権者数:

308,266人 (乙1)

1票の価値:**1票**